

介護保険について

質問 公明党は、昨年11月から、約10万人の現場の声を聞く介護総点検活動を実施し、今回、新たに「新・介護公明ビジョン」を打ち出した。総点検の結果、介護保険申請から認定までの期間が長いため、早急にサービスを受けたい方が困っている現状が明らかになっている。

本市では、申請から調査・認定までの時間短縮のために、どのような手立てを講じているのか。また、手続きを分かりやすくするために、どのようにことをしているのか。

答弁 : 市民部長

本市では、できるだけ早く認定結果をお知らせできるよう鋭意努力していますが、申請後すぐにでも介護サービスを必要とする方については、認定結果が出る前であっても、暫定のケアプランを立てるにより、サービスを利用することがでますので、担当課窓口にご相談いただければ、詳しく説明をさせていただきます。

また、担当課窓口では、日頃から、職員がカウンター越しではなく本人のそばで、できるだけ分かりやすい言葉を使い、ゆっくりと説明するなど、高齢者に配慮しながら柔軟な対応をしています。

申請は、家族やケアマネジャー等による代行申請も可能であり、代行者がいない新規の申請者の場合には、地域包括支援センターにおいて代行申請を行うこともできますので、ご相談いただきたいと思います。今後とも、高齢者の便宜に資するよう、努力していきたいと考えています。

質問 農家への戸別所得補償制度のモデル対策として、水田利活用自給力向上事業が実施されるが、その内容と助成金の支払い時期は。

答弁 : 環境経済部長

平成22年度は、平成23年度以降の本格実施に向けたモデル対策として、水田利活用自給力向上事業が実施されます。これは、自給率の向上を図るために、水田を有効活用して、麦や大豆、また、米粉用や飼料用等の新規需要米等の戦略作物を生産する販売農業者に対して、主食用並みの所得を確保し得る水準を助成するものです。

作物別の交付金額については、基本的には全国

統一単価ですが、一部、県で単価調整が可能となっていますので、現段階での県の調整後の10アール当たりの金額で言いますと、主食用米を作付けしない水田では、麦が3万7千円、大豆が3万5千円、飼料作物が2万6千円、米粉用・飼料用等の新規需要米が8万円、そば・なたね・加工用米が2万円、ブロッコリーやレタスなど36品目が3千円から1万5千円となっています。

また、二毛作助成として、主食用米と戦略作物

を組み合わせた場合は、1万5千円となっています。例えば、麦の後に主食用米を作付けした場合などです。なお、別途、水田経営所得安定対策等の加入者に対しては、麦では転作・二毛作を問わず4万円相当額、大豆では2万7千円相当額が助成されます。

これらの助成金については、当該年度末までに、国から直接、農業者に支払われる予定です。

土地開発公社の経営健全化については、平成12年の自治事務次官通知の土地開発公社経営健全化対策措置要領により、平成13年に坂出市土地開発公社の経営健全化に関する条例及び施行規則を制定し、議会や土地開発公社健全化推進市民会議で協議を重ね、経営健全化計画を策定し、平成13年から平成17年度の5年間で、総額26億8千万円の買い戻しを行つたところです。

土地開発公社について

質問 土地開発公社の保有地残高は約10億円にも上るが、なぜこんなに残っているのか。また、今後の買い戻しの見通しは。

答弁 : 副市長

土地開発公社の経営健全化については、平成12年の自治事務次官通知の土地開発公社経営健全化対策措置要領により、平成13年に坂出市土地開発公社の経営健全化に関する条例及び施行規則を制定し、議会や土地開発公社健全化推進市民会議で協議を重ね、経営健全化計画を策定し、平成13年から平成17年度の5年間で、総額26億8千万円の買い戻しを行つたところです。

この経営健全化計画では、例えば公園や道路用地など市の行政財産として利用できるものと、売却できる普通財産とに分けて、健全化に伴う買い戻しを実行しました。その結果、現在、処分計画のない未利用地を保有しておりますが、保有額は簿価で約10億8千万円となっています。

土地開発公社の保有地残高等については、地方公共団体財政健全化法による連結ベースでの将来負担比率にも影響しますが、保有地残高の縮減のために、多額の一般財源を投入して、直ちに対応することは困難と考えています。

今後、坂出市の財政状況等を総合的に勘案する中で、公共用地の代替地などの有効利用、また今後の経済動向など全体的な動きを見る中で、あらゆる方策を検討し、保有地残高の縮減に努めたいと考えています。